

【R7.10】 茅崎市 支給決定基準のための関係事項整理表

【介護給付】

※これは、これまでの国の会議資料や事務連絡をもとに作成したものであり、正式通知等では変更もあります。

サービスの種類	対象者	サービスの内容	支給量を定める単位	障害支援区分	支給量		審査会に諮る基準	有効期間(最短～最長)		
					基準量					
					標準1 (単位:単位 1単位10円)	標準2				
居宅介護	<p>障害支援区分が区分1以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者</p> <p>ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する者</p> <p>① 区分2以上に該当していること。</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。</p> <p>(ア)「歩行」「全面的な支援が必要」</p> <p>(イ)「移乗」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(ウ)「移動」「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(エ)「排尿」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p> <p>(オ)「排便」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」</p>	<p>障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。</p>	<p>時間(30分) ／月</p>	区分1	3,100		<p>原則、標準1の範囲内において利用できるものとする。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は標準1の2倍以内において支給量を決定できるものとする。</p> <p>(1)2人介護の必要性が認められる場合</p> <p>(2)肢体不自由と知的障害が重複している場合</p> <p>(3)単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合</p> <p>(4)生活環境、行動障害等の状況により、標準1では、不都合が生じる場合</p>	<p>標準1の2倍を超える支給量の決定が必要な場合</p>		
				区分2	4,010					
				区分3	5,890					
				区分4	11,070					
				区分5	17,730					
				区分6	25,500					
				障害児	9,950					
重度訪問介護	<p>障害支援区分が区分4以上(病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は助産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合においても区分4以上)であって、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者</p> <p>(ア) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当していること</p> <p>(一) 二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>(二) 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が必要」以外と認定されていること。</p> <p>(イ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者</p> <p>ただし、現行の日常生活支援の利用者のサービス水準の激変緩和を図る観点から、以下の経過措置を設ける。</p> <p>平成18年9月末日現在において日常生活支援の支給決定を受けている者であって、上記の対象者要件に該当しない者のうち、</p> <p>① 障害支援区分が区分3以上で、</p> <p>② 日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者については、当該者の障害支援区分の有効期間に限り、重度訪問介護の対象とする。</p> <p>なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。</p> <p>① 100分の8.5 区分6に該当する者</p> <p>② 100分の15 (ア)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象となる者</p>	<p>重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。</p>	<p>時間(30分) ／月</p>	区分3	23,110	13,920	<p>原則、標準1の範囲内において利用できるものとする。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は標準1の2倍以内において支給量を決定できるものとする。</p> <p>(1)2人介護の必要性が認められる場合</p> <p>(2)単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合</p>	<p>標準1の2倍を超える支給量の決定が必要な場合</p>		
				区分4	28,940	14,620				
				区分5	36,270	15,290				
				区分6	62,050	22,910				

サービスの種類	対象者	サービスの内容	支給量を定める単位	障害支援区分	支給量			有効期間(最短～最長)	
					基準量		審査会に諮る基準		
					標準1 (単位:単位 1単位10円)	標準2			
同行援護	<p>同行援護アセメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。</p> <p>※障害支援区分の認定を必要としないものとする。</p> <p>なお、同行援護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 100分の20 区分3に該当する者(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)</p> <p>(2) 100分の40 区分4以上に該当する者(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)</p> <p>(3) 100分の25 盲ろう者(対象者であり、聴覚障害6級に相当する者。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ算定できる。)</p> <p>※①及び③又は、②及び③の要件を満たす者は、それぞれの加算を算定できる。</p>	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。	時間(30分) ／月	全区分	13,870		<p>原則、標準1の範囲内において利用できるものとする。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は標準1の2倍以内において支給量を決定できるものとする。</p> <p>(1)2人介護の必要性が認められる場合</p> <p>(2)単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合</p>	標準1の2倍を超える支給量の決定が必要な場合	
行動援護	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。	時間(30分) ／月	区分3 区分4 区分5 区分6 障害児	15,680 21,130 28,100 36,520 19,950		<p>原則、標準1の範囲内において利用できるものとする。</p> <p>ただし、次に該当する場合は標準1の2倍以内において支給量を決定できるものとする。</p> <p>(1)行動障害等状況により、標準1では、不都合が生じた場合</p>	標準1の2倍を超える支給量の決定が必要な場合	

サービスの種類	対象者	サービスの内容	支給量を定める単位	障害支援区分	支給量			有効期間(最短～最長)	
					基準量		審査会に諮る基準		
					標準1 (単位:単位 1単位10円)	標準2			
重度障害者等包括支援	<p>障害支援区分が区分6(障害児にあっては区分6に相当する支援の度合)に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者</p> <p>< I 類型></p> <p>(1) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって</p> <p>(2) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること)</p> <p>なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>(3) 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定</p> <p>(4) 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定</p> <p>(5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>< II 類型></p> <p>(1) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認</p> <p>(2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であって</p> <p>(3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること)</p> <p>なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。</p> <p>(4) 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定</p> <p>(5) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>< III 類型></p> <p>(1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者であって</p> <p>(2) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定</p> <p>(3) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である者</p>	<p>常時介護をする障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。</p>	単位／月	区分6	96,480	67,680	<p>原則、標準1の範囲内において利用できるものとする。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する場合は標準1の2倍以内において支給量を決定できるものとする。</p> <p>(1)肢体不自由と知的障害が重複している場合</p> <p>(2)単身世帯又はこれに準ずる世帯であって、夜間の見守り等継続的な介護を必要とする場合</p>	標準1の2倍を超える支給量の決定が必要な場合	1か月～1年
短期入所	<p>① 障害支援区分が区分1以上である障害者</p> <p>② 障害児に必要とされる支援の度合に応じて主務大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児</p>	<p>居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。</p>	日／月	区分1～区分6	必要とする日数	<p>やむを得ない理由等により1か月の日数を必要とする場合は有効期間を3か月とする。ただし、必要性の見直しを行ったうえで、必要性が認められる場合は更新ができるものとする。</p>	—	1か月～1年	
				区分1～区分3(従来区分)					

サービスの種類	対象者	サービスの内容	支給量を定める単位	障害支援区分	支給量			審査会に諮る基準	有効期間(最短～最長)		
					基準量						
					標準1 (単位:単位 1単位10円)						
					基本	介護保険対象者					
生活介護	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設に入所する場合は区分4)以上である者</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上である者</p> <p>③ 障害支援施設に入所する者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>※③の者のうち以下の者については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求める上、引き続き、生活介護の利用を認めて差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む)の利用者(特定旧法受給者) ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 ・平成24年4月の児童福祉法改正の施行の際に障害児施設(指定医療機関を含む)に入所している者 	<p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創造的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創造的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p>	日／月	区分3 (一部区分2)～区分6	必要とする日数。ただし、【原則の日数】各月の日数-8日を限度とする。				—	1か月～3年	
療養介護	<p>病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者</p> <p>① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>② 障害支援区分5以上に該当し、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(ア) 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>(イ) 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者</p> <p>(ウ) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>(エ) 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者</p> <p>③ ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者</p> <p>④ 旧重症心身障害児施設(平成24年4月の改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。)に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者</p>	<p>病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。</p>	日／月	区分6	各月の日数		—	—	1か月～3年		

サービスの種類	対象者	サービスの内容	支給量を定める単位	障害支援区分	支給量			審査会に諮る基準	有効期間(最短～最長)		
					基準量						
					標準1 (単位:単位 1単位10円)						
施設入所支援	① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあっては区分3)以上である者 ② 自立訓練又は就労移行支援(以下この②において「訓練等」という)を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの ③ 生活介護を受けている者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者 ④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者 ※③又は④の者たち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、施設入所支援の利用を認めて差し支えない。 ・法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む)の利用者(特定旧法受給者) ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者 ・平成24年4月の児童福祉法改正の施行に際に障害児施設(指定医療機関を含む)に入所している者 ※障害者支援施設及びのぞみの園が行う施設障害福祉サービス(法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。)は、施設入所支援のほか、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型とする。	その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。	日／月	区分4 (一部 区分3) ～ 区分6	各月の日数	—	—	1か月～3年 (日中活動 サービスの有 効期間内)			

韮崎市 支給決定基準のための関係事項整理表

【訓練等給付】

※これは、これまでの国の会議資料や事務連絡をもとに作成したものであり、正式通知等では変更もあります。

サービスの種類	対象者	サービス内容	支給量を定める単位	支給量		支給決定の有効期間	
				基準量	審査会に諮る基準		
				標準			
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 等	障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	日／月	【原則の日数】 各月の日数 - 8日	標準利用期間を超えて、利用が必要な場合(最大1年、原則1回)	標準利用期間は1年6か月間(頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は、3年間) ※当初は最長1年間	
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等	障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	日／月	【原則の日数】 各月の日数 - 8日	標準利用期間を超えて、利用が必要な場合(最大1年、原則1回)	標準利用期間は2年間(長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあっては、3年間) ※当初は最長1年間	
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者	障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。	日／月	各月の日数	標準利用期間を超えて、利用が必要な場合	標準利用期間は原則2年間(長期間入院していた又はこれに類する事由のある障害者にあっては、3年間) (利用開始から1年ごとに利用継続の必要性について確認し、支給決定の更新を行う)	

サービスの種類	対象者	サービス内容	支給量を定める単位	支給量		支給決定の有効期間	
				基準量	審査会に諮る基準		
				標準			
就労選択支援	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者	就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。	日／月	【原則の日数】各月の日数 - 8日	—	標準利用期間は原則1か月 原則1か月だが、下記に該当する場合は、2か月 (自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合) (作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合)	
就労移行支援	① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者 ② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者 ③ 通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの ※ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間(入院等その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。	就労を希望する65歳未満の障害者若しくは65歳以上の障害者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障害者に限る。)であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。	日／月	【原則の日数】各月の日数 - 8日	標準利用期間を超えて、利用が必要な場合(最大1年、原則1回)	標準利用期間は2年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間) ※当初は最長1年間	
就労定着支援	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月(通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6月)を経過した障害者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。	日／月	各月の日数	—	標準利用期間は3年間(標準利用期間を超えて更新することはできない) ※当初は最長1年間	

サービスの種類	対象者	サービス内容	支給量を定める単位	支給量		支給決定の有効期間	
				基準量	審査会に諮る基準		
				標準			
就労継続支援A型	<p>企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者若しくは65歳以上の者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。)又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。</p> <p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者 ④ 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p>	日／月	【原則の日数】各月の日数 - 8日	—	1か月～3年間	
就労継続支援B型	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。</p> <p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 ④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者。 ⑤ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの ※④の者たち以下の方については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求める上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認めて差し支えない。 ・法の施行時の身体・知的の旧法施設(通所施設も含む)の利用者(特定旧法受給者) ・法の施行後に旧法施設に入所し、継続して入所している者</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p>	日／月	【原則の日数】各月の日数 - 8日	—	1か月～3年間 (50歳未満は1か月～1年間)	

サービスの種類	対象者	サービス内容	支給量を定める単位	支給量		支給決定の有効期間	
				基準量	審査会に諮る基準		
				標準			
共同生活援助	<p>障害者(身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)</p> <p>なお、身体障害者が共同生活援助を利用するに当たっては、 ① 在宅の障害者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることがないよう、徹底を図ること ② 共同生活援助の利用対象者とする身体障害者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障害者となった者については新規利用の対象としないことに留意されたい。</p>	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助を行う。	日／月	各月の日数	—	1か月～3年間 (体験利用の場合は1年間(年50日以内)) (地域移行型ホームは2年間)	
自立生活援助	<p>居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、支援を要する者</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者 ※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。 ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者 ③ 精神科病院に入院していた精神障害者 ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者 ⑤ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されていた障害者 ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者 ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者 ⑧ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者</p>	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。	日／月	各月の日数	標準利用期間を超えて、利用が必要な場合	標準利用期間は1年間	

韮崎市 支給決定基準のための関係事項整理表

【地域移行・定着支援】

※これは、これまでの国の会議資料や事務連絡をもとに作成したものであり、正式通知等では変更もあります。

サービスの種類	対象者	サービス内容	支給量を定める単位	支給量		支給決定の有効期間	
				基準量	審査会に諮る基準		
				標準			
地域移行支援	<p>以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。</p> <p>② 精神科病院に入院している精神障害者 ※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p> <p>③ 救護施設又は更生施設に入所している障害者</p> <p>④ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されている障害者 ※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者(「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について(通達)」(平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。)に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。)のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。</p> <p>⑤ 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者</p>	<p>障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。</p>	日／月	各月の日数		<p>給付決定期間は6か月間までとする。</p> <p>※この期間で十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することにより地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。</p> <p>※さらなる更新には審査会の判定等が必要。</p>	
地域定着支援	<p>① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>② 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>③ 居宅において家族と同居している障害者で、同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者 ※共同生活援助(退居後(外部サービス利用型)共同生活援助サービス費の支給決定を受けている者を除く。)、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。</p> <p>※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p>	<p>居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他事情により、居宅における自立した日常生活を営む上で各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行う。</p>	日／月	各月の日数		<p>給付決定期間は1年間までとする。</p> <p>※対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能。</p> <p>※さらなる更新には審査会の判定等が必要。</p>	

葦崎市 支給決定基準のための関係事項整理表

【障害児通所支援】

※これは、これまでの国の会議資料や事務連絡をもとに作成したものであり、正式通知等では変更もあります。

サービスの種類	対象者	サービス内容	支給量を定める単位	支給量	支給決定の有効期間
児童発達支援	<p>療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児。</p> <p>① 市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童</p> <p>② 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて、指定児童発達支援事業所において、専門的な支援を受ける必要があると認められた児童</p> <p>治療については、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障害児。</p>	日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他必要な支援又はこれに併せて治療を行う。	日／月	必要とする日数	1か月～1年
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(専修学校及び各種学校をいう。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。	生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	日／月	必要とする日数	1か月～1年
保育所等訪問支援	<p>保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた障害児。</p> <p>※なお、内閣府令で定める施設とは、保育所、幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設とする(則第1条の2の5)。対象施設であるか否かの認定方法は、児童の利用が想定されるものを事前に施設の種別ごとに包括的に認める場合と、施設を個々にその都度認める場合の両方が考えられる。</p>	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	日／月	必要とする日数	1か月～1年
居宅訪問型児童発達支援	<p>重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児。</p> <p>※なお、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態とは、</p> <p>① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合</p> <p>② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合</p>	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他必要な支援を行う。	日／月	必要とする日数	1か月～1年